

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめとは

定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じると見られるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携をした対応をとることが必要である。

※ 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) いじめの基本認識

いじめについては、「どの子にも、どの学校にも起こり得ること」「早く発見すればするほど早く解決すること」を教職員間で共通認識し、次のような点を踏まえて適切に対応する必要がある。

① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明確な一事を毅然とした態度で浸透させる必要がある。

② いじめられている生徒の立場に立った親身な指導を行う

生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めることが大切である。常に、自分の HR や学校に深刻ないじめ事件が発生し得るといふ危機意識を持っておく必要がある。

③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

いじめ問題の解決のためには家庭が極めて重要な役割を担っている。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要であると認識し、家庭との連携を大切にする必要がある。

④ いじめの問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進することが大切である。そのために、心の教育や体験活動などの指導を通して、かけがえのない生命、生きることのすばらしさや喜びなどを納得・体感させることが必要である。

⑤ 家庭・学校・地域社会などの関係者が一体となって取り組むことが必要である

いじめの解決に向けて、関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組を進めるために、学校が働きかけることも重要である。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題等対策委員会の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のために、学校全体で組織的な取組を行うために「いじめ問題等対策委員会」を設置する。

(構成員) 管理職、生徒指導主事、人権教育主事、教育相談課長、学年主任

特別支援コーディネーター、養護教諭、その他関係教職員

(2) 役割

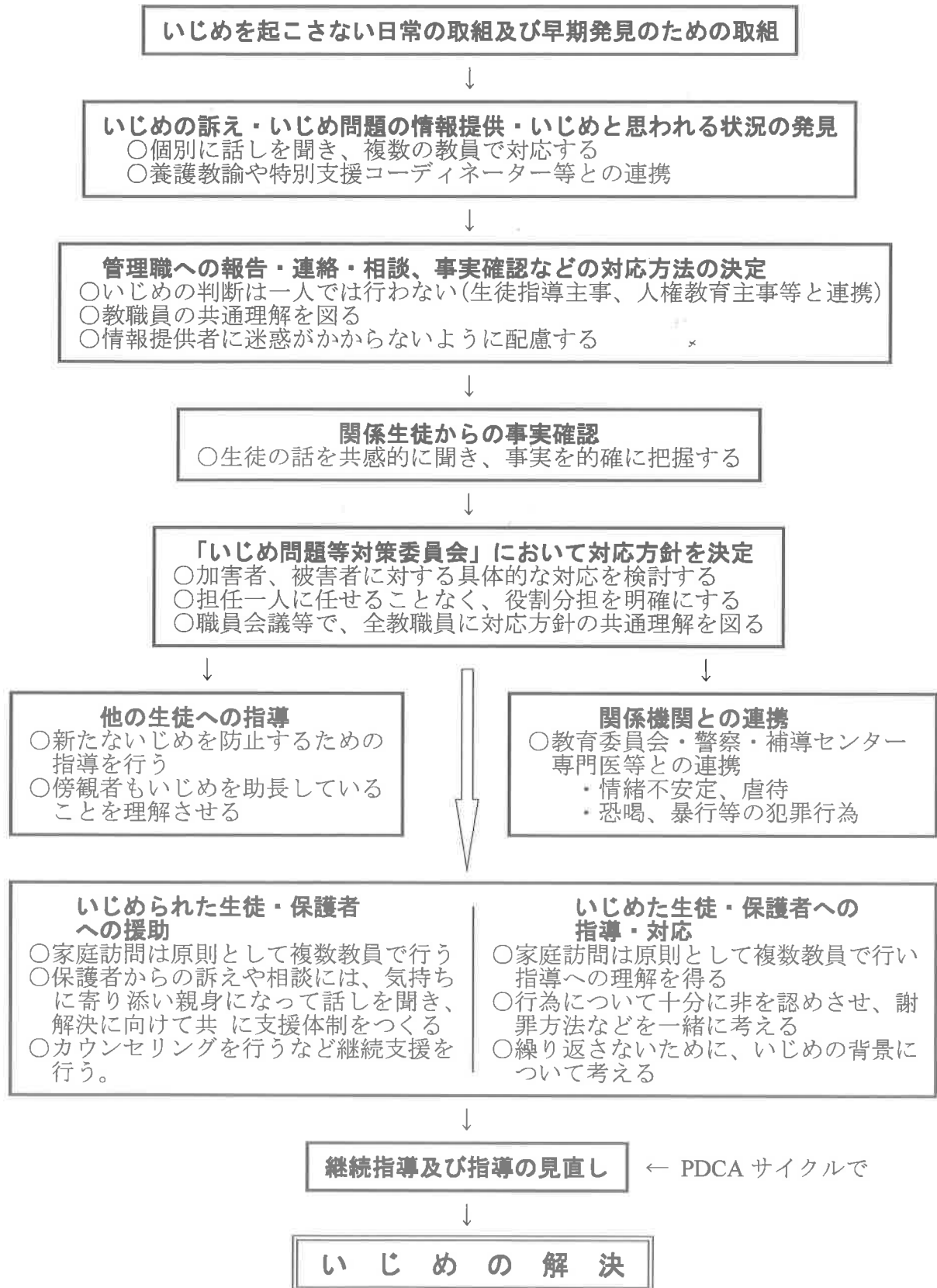
● 平常時

年間指導計画などの作成、実態把握(調査)計画、校内研修の立案、保護者・地域との連携や関係機関との連絡調整を行う。

● 問題発生時

緊急性・重大性の判断、情報の確認・収集、対応方針の決定、役割分担の明確化などを行う。

3 いじめの防止等に対する学校の取組の流れ



4 いじめの未然防止のために

生徒同士のトラブルがいじめへと発展しないように未然防止を図ることが何よりも重要である。「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から「問題が発生しにくい学校風土をつくる(未然防止)」という考え方への転換が求められている。

被害者を守る未然防止策だけではなく、加害者にさせない未然防止策も講じて、いじめが起きないような学校づくりが求められている。

(1) 教職員として大切にすること

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教職員の目の届きにくいところで起こる。「チェックリスト」等を参考にして、教職員自身がいじめを見抜く感性を磨く。

② いじめは許さないというHR風土をつくること

HR活動の時間等で「いじめの問題」、「命の大切さ」や「規範意識に関わる題材」を取り上げる等、日頃よりいじめを許さないHR風土をつくる。

③ 心の居場所づくりに努めること

生徒一人ひとりが自己存在感を感じられ、自己有用感や自己肯定感が高まるように、教職員と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としてのHRづくりに努める。

④ 一人ひとりの心の理解に努めること

休み時間や清掃時間等も生徒と共に活動することで、全生徒に一日に一回は声かけをするように努める。

⑤ いじめを受けた生徒を最後まで守ること

いじめを受けた生徒の苦しみを受容することが重要である。「いじめられている生徒を守りとおす」ことを言動で示し、毅然とした対応をする。

⑥ 「自信」と「やる気」を引き出す授業やHR経営に努めること

教員と生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。

⑦ 生徒や保護者の声に誠実に応えること

日頃から、本人や保護者の立場に立って誠実に話しを聞き、様々な問題を解決しようとする姿勢や態度を示して信頼関係の構築を心がける。

⑧ 教職員間で連携・協力して問題解決に当たること

担任は開かれたHR経営に努め、問題を抱え込むことなく、養護教諭を含めた他の教職員に協力を求める勇気と責任を持ち問題解決に当たる。
また、問題を他のHRの出来事とせず、学校全体で取り組む。

(2) 人権教育や特別支援教育の推進

「いじめ」を根絶するためには、「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解をさせることが大切である。そして、生徒たちが人の痛みを思いやることができるように人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

また、発達障害の特性のある生徒「いじめ」の対象となって不登校につながる場合があるという指摘もある。また、特性に応じた対応を取らなかったために暴力や非社会的行動・反社会的行動に繋がることもある。正しい理解と認識を深めて適切な対応ができるように、特別支援教育の推進を図る。

(3) 教育相談の充実

最近、いじめられた生徒も「いじめ」の事実を隠す傾向にある。いつでも何でも相談できる信頼関係を構築する。

放課後はカウンセラー室を利用して教育相談課員が相談にあたりるとともに、授業時間帯は保健室を活用する等、養護教諭との連携も図る。

また、相談の内容によっては、必要に応じて医療機関等の専門機関を紹介する等専門機関との連携を図る。

(4) 家庭や地域社会との連携

PTAの各種会議や部活動等の保護者会で、いじめの実態や基本方針などの情報を提供し、意見交換などを行う。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうためにPTA研修会の開催や学年だより等による広報活動等を積極的に行う。

また、警察などの関係機関との連携や情報の共有を図る。

5 早期発見・早期対応のために

(1) 早期発見について

① 日常の観察

授業中はもちろん、休み時間や放課後の雑談の機会等にも、生徒のちょっとした言動や服装・持ち物等の変化や様子に目を配る。

また、HR 内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるのかを把握しておく。

② 「チェックリスト」の活用

「いじめ」の兆候にいち早く気づき、早期発見のために生徒が発するサインにきめ細かな注意を払い、日常的に「いじめ」の発見に努める。

③ アンケート調査

学期途中にアンケートを実施し、その結果によっては個別面談による調査も行う。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。

(2) 早期対応について

いじめについての訴えや情報提供等があった場合は、問題を軽視することなく、事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は速やかに市教育委員会に報告し連携を図る。

① 本人からの訴えには

まず、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という姿勢を示し、心身の安全を保障する。そして、「あなたを信じている」という姿勢で、疑うことなく事実関係や気持ちを聞く。

② 周りの生徒からの訴えには

その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、場所や時間を配慮して訴えを真摯に受け止める。また、その勇気ある行動を称え、情報の発信源は絶対に明かさなことを伝えて安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡を入れたりして、保護者がいじめに気づいた時に即座に学校に連絡ができるように保護者との信頼関係を構築しておく。

※ 3 「いじめの防止等に対する学校の取組の流れ」に沿って対応する。

6 職員会議・校内研修について

職員会議において、「いじめ問題等対策委員会」で示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図り、いじめ問題に対して学校全体で組織的に対応するために、全教職員が協働して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高める。

また、本基本方針に沿った校内研修を実施し、いじめ問題について、全教職員の共通理解を図る。